

令和3年度 半田市立成岩小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童に自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ/問題行動対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 「いじめ/問題行動対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、朝の打ち合わせや職員会議後に情報交換を行い、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- オ 令和元年度児童会生徒会サミットで採択された「スマイル宣言」「ネット五原則」を意識しながら情報モラル教育を推進し、インターネット上のトラブルに児童が巻き込まれることを未然に防ぐ。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケート（毎月、7月・12月・3月は無記名）や教育相談（年2回）の定期的な実施、Q-Uテストを活用するなどして、児童の小さなサインを見逃さないように努める。いじめに係る学校のアンケート用紙や相談の記録等は、原則、5年間保存するものとする。アンケート用紙は、一人一人回収等、プライバシーには十分配慮する。アンケート実施後には、児童と直接面談を行うとともに、アンケート結果は、管理職、生徒指導担当、学年主任等、複数の目で点検・確認する。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 友達が悩んでいることに気付いたときは、一人で抱え込まず信頼できる大人につなぐように指導する。また、「子どもSOSほっとライン24」等外部の相談機関の連絡先を児童に周知する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたらいじめに係る情報を共有し、「いじめ/問題行動対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定して、被害児童及び情報提供者を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ いじめが「解消している」状態に至った場合も、被害児童と加害児童を注意深く観察し、再発防止に努める。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ/問題行動対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

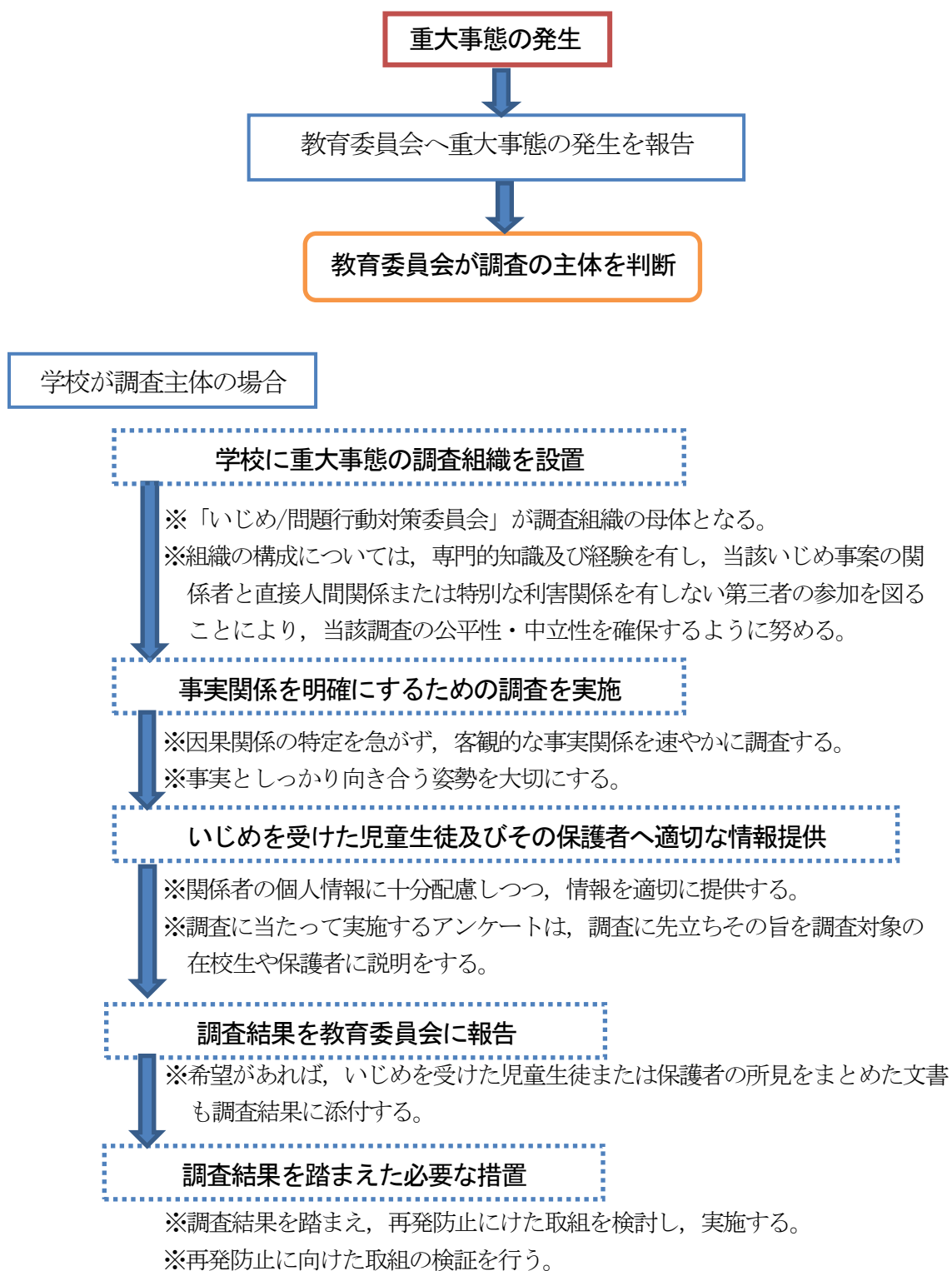
- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、(R)PDCAサイクル〈調査・分析 (Research) →計画 (Plan) →実行 (Do) →評価 (Check) →改善 (Act)〉で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を年に2回（7月・12月）及び保護者への学校評価アンケートを年に1回（11月）実施し、いじめ/問題行動対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月にホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【令和3年4月19日改定】

【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画例>

	「いじめ/問題行動対策委員会」		未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	(R) P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ (R) P へ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やＳＣなどの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○新入生歓迎会	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○「いじめアンケート」 ○身体計測	○学年懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○学校公開日
5月			○ペア集会 ○いじめ防止出前教室（6年）	○「いじめアンケート」	
6月		○いじめ/問題行動対策委員会	○福祉実践教室（4年） ○情報モラル指導	○「いじめアンケート」 ○教育相談	○学校公開日 ○学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○ペア集会	○「いじめアンケート（無記名）」	○懇談会
8月		○現職研修 ○中間評価→検証			
9月			○情報モラル指導	○「いじめアンケート」 ○身体計測	
10月			○情報モラル指導	○「いじめアンケート」	
11月		○いじめ/問題行動対策委員会 ○「学校評価アンケート」の検証→改善	○情報モラル教室	○「学校評価アンケート」 ○教育相談	○運動会 ○保護者への「学校評価アンケート」
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○現職研修	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○ペア集会	○「いじめアンケート（無記名）」	○懇談会
1月				○身体計測 ○「いじめアンケート」 ○教育相談	○公開授業・クラブ活動公開
2月		○自己評価 ○いじめ/問題行動対策委員会	○情報モラル指導 ○感謝の会	○「いじめアンケート」	○学校運営協議会で「自己評価」の評価 ○学校公開日
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「学校いじめ防止基本方針」の見直し	○6年生を送る会 ○ペア集会	○「いじめアンケート（無記名）」	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○朝会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○ＳＣ、ＳＳＷによる相談	○あいさつ運動（毎週月曜日）

※いじめが発生した場合、臨時でいじめ/問題行動対策委員会を開き、全職員で情報を共有しながら、いじめに対応していく。